

世界ジオパークのまち

いといがわ市

農業委員会だより

第1号

平成26年1月31日発行



このたび農業委員会だよりを創刊するにあたり、一言ごあいさつ申し上げます。

すでにご承知のとおり、政府においては、米の減反政策の見直しなどを盛り込んだ「農林水産業・地域の活力創造プラン」を決定し、平成二十六年度から農業を成長産業にすることを狙いとした農政に大きく転換されます。生産現場の強化策では、農地中間管理機構を通じて担い手への農地利用を促進する施策が具体化し、農地制度を農業者の皆様へ分かりやすくお伝えすることが重要になってきます。

農業委員会では、農業者の皆様へ役立つ情報提供を行うため本紙を創刊することになりましたので、ご協力とご理解をお願い申し上げます。

創刊にあたり

糸魚川市農業委員会
会長 吉原 勝廣

農業委員の担当地区リスト

番号	氏 名	住 所 地	担 当 地 区	
1	嶋 田 一 彦	中 宿	浦本全域	
2	吉 原 勝 廣	東 海	東海、田屋、道明、堀切、西谷内、上覚、四ツ屋、東川原、新町	
3	渡 邊 逸 郎	清 水 山	清水山、日光寺、滝川原、上出、下出、谷根、五十原、西塚、東塚、見滝	
4	五十嵐 昭一	土 塩	越、宮平、中野、中林、土塩、坪野、猿倉、吹原	
5	原 利 郎	大 平	大平、土倉、中川原新田、砂場、北山、角間	
6	見 邊 清 市	厚 田	大和川全域	
7	石 黒 和 彌	羽 生	水保、羽生、平牛、成沢、真光寺	
8	猪 又 順 一	粟 倉	御前山、市野々、来海沢、粟倉、真木、釜沢、道平、川島、田中	
9	中 村 正 明	押 上	押上、寺町、京ヶ峰、蓮台寺、一の宮	
10	齊 藤 和 義	上 刈	清崎、中央、大町、本町、新鉄、横町、寺島、上刈	
11	保 坂 邦 夫	大 野	大野全域	
12	横 川 昭 登 志	根 小 屋	根小屋、東中、上野、栗山、和泉	
13	木 島 秀 幸	蒲 池	大工屋敷、上野山、蒲池、西山、余所、杉之当、上横、山口、別所、大久保、梶山、山寺、大神堂、上沢	
14	中 村 成 義	小 滝	小滝全域	
15	山 岸 浩	西 中	今井全域	
16	松 澤 茂 憲	須 沢	須沢、今村新田、田海、寺地、青海、橋立	
17	池 亀 文 雄	徳 合	筒石、徳合、仙納、藤崎、空熊新田	
18	福 田 幸 生	百 川	百川、大洞、小泊	
19	小 池 憲 夫	鶉 石	大平寺、寺山、桂、鶉石、下小見	
20	土 沢 一 男	平	大沢、島道、中野口	
21	佐藤 美津江	平	上小見、平、指塩、柱道、大道寺、鷺尾、大王、能生	
22	橋 立 勝 男	槇	藤後、槇	
23	日 馬 吉 雄	溝 尾	溝尾、川詰、東谷内、高倉、下倉	
24	齋 藤 清 美	須 川	物出、柵口、西飛山、田麦平、崩、須川	
25	小 竹 堅 吾	木 浦	木浦、鬼舞、鬼伏	
26	月 岡 精 一	上 刈	団体選出等のため特定の担当地区はありません。	ひすい農業協同組合
27	金 子 紘 一	竹ヶ花		上越農業共済組合
28	笠 原 忠	平		土地改良区
29	比 護 フサ子	東 塚		市議会
30	高 澤 マ ス	上 路	歌、外波、市振、上路	

農業者年金に加入しましょう

農業者の皆さんを対象とする年金制度です。
加入資格は、
①年間60日以上農業に従事している方
②国民年金の第1号被保険者の方
③60歳未満の方
のすべてに該当する方です。
興味のある方は、農業委員会事務局へお問い合わせください。

全国農業新聞を購読しませんか

全国農業新聞は週刊の農業専門紙です。
農業に関する国政の動きや身近な地域の情報まで幅広く掲載しています。
購読の申し込みは、各地区の農業委員
又は農業委員会事務局までお願いします。
購読料は、月額 600 円です。

糸魚川市農業委員会事務局
糸魚川市一の宮 1-2-5 (市庁舎内)
電話 552-1511 F A X 552-7372

農地の転用はお済みですか？

農地転用とは、農地を農地以外のものにする行為のことを指します。例えば、農地に住宅を建築したり、駐車場として整備する場合などがあります。

また、工事の資材置場など一時的に農地以外の目的で利用し、その後農地に復旧する場合は、一時転用と呼ばれます。

農地転用にあたる場合は、あらかじめ農地法上の許可が必要となります。

許可をとらずに転用した場合は、違反転用として処罰の対象となる場合がありますので、事前に地区の農業委員や農業委員会事務局へご相談ください。

自分が所有する農地を転用する場合は農地法の第4条の申請を、他の方が所有する農地を転用する場合は農地法の第5条の申請を行い、許可をとる必要があります。

あります。

申請書類の作成については、行政書士を頼んで手続きを代行してもらうこともできます。

また、転用しようとする農地が農業振興地域整備計画の農用地となつている場合は、除外等の手続きを行う必要がありますので事前にご確認ください。

耕作の契約は農地法等の

手続きが必要です

田畑を借りて耕作する場合は、農地法等の手続きが必要です。

一般的には利用権の設定という手続きにより、一定期間の契約を行います。

この契約にかかる期間や賃借料（物納の場合もあります）については、土地の所有者と耕作する方の双方で話し合いによ

去る7月31日・10月31日に農地パトロールを実施しました。

農地パトロールは、一度に市内全域を回るのは時間的に難しいことから、方面を決めて効率的に年2回実施しています。

7月は磯部地区を中心に耕作放棄地や転用案件の現況確認を

しました。特に、耕作放棄地は農家の高齢化や後継者不足などにより年々増加しており、農地を荒らさずに保全していくにはどうすればよいか、大きな課題となっています。今年、草刈りの仲介を行った不在地主（市外に居住している土地所有者のことです）の田んぼの状況を確認しました。

また、藤崎や徳合のほ場で作付されていない田んぼを前に農業委員同士でいろんな角度から協議しました。

少しずつ前へ進めるよ

農業委員会の動き

- ・毎月末 農業委員会総会
- ・5月30日 全国農業委員会会長大会（佐渡市）
- ・7月4日 上越地区協議会総会
- ・7月12日 県農業会議巡回業務推進検討会
- ・7月19日 農業者年金加入推進特別検討会（新潟市）
- ・7月23日 現地研修会（長岡市）
建議検討委員と認定農業者の意見交換会
- ・7月31日 農地パトロール
- ・8月9日 地域別農業委員研修会（長岡市）
- ・9月30日 県農業会議巡回協議
- ・10月8日 農業委員会臨時総会
市長へ建議書提出
- ・10月23日 甲州市農業委員会研修受入
- ・10月31日 農地パトロール
- ・11月5日 県農業委員大会（新潟市）
- ・11月13～14日 天童市農業委員会へ研修
- ・11月19～20日 県女性農業委員の会総会（上越市）
- ・12月5日 全国農業委員会会長代表者集会（東京）
- ・12月12日 上越地区協議会研修（上越市）

り決定することになります。

利用権の場合は、期間が満了するといったん契約が終了となりますが、再度手続きをすることにより契約を更新することができます。

期間の終期が近付くと農業委員会から更新についての案内が届きます。更新する場合には、忘れずに手続きをお願いします。

また、平成26年度からは、「人・農地プラン」とともに地域の中心となる担い手農家への農地集積を進めるため「農地中間管理機構」が創設されます。これに伴い農地集積に協力して農地を貸し出す人や地域への協力金制度が設けられます。

協力金等のお問い合わせは、市商工農林水産課農業経営支援センターへお願いします。



うに各委員の意見を集約して今後の対応を図ります。

10月には2回目ということで、農地環境整備事業で、ほ場整備を実施している湯川内地区を主に早川方面をパトロールしました。

今後も委員会全体として問題

農業委員会への

申請・届はいつまでに？

農地転用の申請や利用権の申出書など各種手続きの提出締切は、毎月10日です。10日が閉庁日にあたる場合は、直前の市役所が業務を行っている日になります。

提出された案件は月末に開催される市の農業委員会審議され、転用以外の案件はここで承認または許可されます。

農地転用については、さらに新潟県農業会議へ諮問し、翌月の18日頃に開催される会議の答申を経て許可が出ることになります。

昨年4月に新潟県から権限委譲を受け、市農業委員会会長が許可することとなりました。

なお、申請や届の対象となる農地は、現地を確認させていたいただきますので、農地への立ち入り等についてご配慮をお願いいたします。

意識を持って現況確認に回らせていただきます。



農地パトロールを実施しました

